

離婚届を提出後、子どもさんを離婚後の母(父)の戸籍に入れる手続きについて

①家庭裁判所への許可申立

・ 申立人は、入籍する子(15歳以上は本人、15歳未満は法定代理人)

・ 必要な書類

離婚後の子及び母(父)の戸籍謄本

手数料(子の住所地の家庭裁判所へお問い合わせください。)

84円切手

など

詳しくは、松山家庭裁判所へお問い合わせください。(電話:089-942-0077)



②市役所への入籍届出

・ 届出人は、入籍する子(15歳以上は本人、15歳未満は法定代理人)

・ 必要な書類

入籍届

子の氏の変更許可審判書の謄本

など

詳しくは、市民課戸籍係へお問い合わせください。(電話:089-982-1112)